

危険木処理特記仕様書

請負事業の全般に係る一般的な事項は造林請負事業標準仕様書によるものとする。

(1) 作業にあたっての留意事項

- ① 北山国有林40は林小班については、境界沿いに危険木（傾斜木等）が発生しており、これを放置しておくると将来の台風・大雨の際に隣接する民有地に被害を及ぼす恐れがあることから、伐倒・除去するものである。
- ② 北山国有林40は林小班については、民有地に近接する箇所であり、地元自治会、隣接するみかん畑関係者への事前周知等を実施すること。
- ③ 作業にあたっては、けん引具等を使用するなど、隣接するみかん畑等に損害が発生しないよう作業方法を十分に検討し、万全な安全対策を講じたうえで作業すること。
- ④ 危険木（傾斜木等）については、適宜玉切りし、民有地側に滑落しないように存置すること。また、枝条については、可能な限り集積し、雨等で流されない安定した場所へ存置すること。
- ⑤ 北山国有林40は林小班に近接している民有地において、獣害防護柵を設置しているため、危険木伐倒にあたり獣害防護柵を損傷させることがないように留意すること。
- ⑥ 境界沿いでの作業にあたり、境界標の保全を徹底し、境界標の折損等を起こさないように留意すること。なお、境界標の折損等を起こした場合は、直ちに監督員に連絡すること。
- ⑦ 作業にあたっては、周囲の安全を確保し作業すること。
- ⑧ 作業の着手及び完了の際には、監督員に報告し調整を図ること。
- ⑨ 作業前後及び写真を撮影し、監督員に提出すること。
- ⑩ 作業にあたっては、監督職員の指示に従うこと。

(2) 伐倒、枝払い、玉切り

- ① 伐倒する木は、ビニールテープ（ピンク色）で表示済みである。
- ② 伐倒方法や方向は、樹形、隣接木の状況、地形、風向き等を考えて、最も安全な方法を選ぶこと。
- ③ 伐倒木は転落しないように安置し、必要に応じて枝払いし玉切りを行うこと。傾斜地等で滑落等の恐れのある場合は、杭などにより転落防止処置を講じること。
- ④ 伐倒後、伐根に木材チョークなどで1～35までの番号を記載すること。
- ⑤ 境界沿いは、隣接所有者及び境界巡検等の支障とならないように伐倒木及び枝条等を片付けておくこと。

(3) 安全管理

- ① 作業中は、危険回避のため、関係者以外の立ち入りを禁止する措置を講ずること。車道・歩道に近い箇所については、必要に応じて人を配置すること。
- ② チェーンソーによる振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー取扱い作業指針」（平成21年7月10日基発第0710第1号・別紙）を確実に守ることともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講ずること。

(4) その他

- ① この仕様書により難しい場合、又は明記していない事項で必要ある時は、監督職員にその事由を申し出て指示を受けること。
- ② みかん畑に隣接する箇所のため、所有者と調整する中で農作業と伐倒作業が重複することのないよう配慮すること。